

高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議

平成 27 年 10 月 29 日
初等中等教育局長決定1. 趣旨

近年、高等学校における特別支援教育の推進が重要な課題であるのに対し、現行制度上、高等学校においては、教育課程の弾力的運用を行うことはできるが、小・中学校の通級による指導や特別支援学級のような特別な教育課程の編成を行うことができない。このため、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月、中央教育審議会初等中等教育分科会）等において、特別の教育課程の編成に関する検討の必要性が指摘されている。

平成 26 年度に開始した「個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」の成果等を踏まえ、障害のある子供たちの自立と社会参加に向けた取組として、高等学校における特別な教育課程の編成の制度化等について検討するため、本協力者会議を開催する。

2. 検討事項

高等学校における通級による指導及び特別支援学級の制度化を見据えた特別な教育課程の編成について検討を行う。

3. 実施方法

- (1) 別紙の調査研究協力者の協力を得て、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4. 期間

平成 27 年 10 月 29 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

5. 公開等の取扱い

この会議の議事及び資料は、原則として公開とする。ただし、個人情報を含む事項等について、主査が非公開とすることが適当と認める場合は、会議の合意を得た上で非公開とすることができる。

6. その他

- (1) この会議に関する庶務は、特別支援教育課において行う。
- (2) その他会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。